公示第62号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第15号)を別紙のとおり一部改正する。

令和6年12月24日

北陸信越運輸局長 佐橋 真

別紙	「一処垂田協安白制	市海洋車業の運賃を	が料金の認可由語	の審査基準について」
力川市広	一位来用水谷日型	単ほは事未りほ目が		の番官本学についてし

新 IΒ 示 公 公 示 公示第15号 公示第15号

- 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について
- 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤秀一

記

1. (略)

- 2. 運賃改定手続の開始等
- (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ 月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地 域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者 の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が5割以上となった場合 には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始する こととする。
- (2)運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下 げにより申請率が5割を下回る事態となった場合には、次のとおり取 り扱うこととする。
 - ① 申請率が5割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断す るものとする。
 - ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加

- 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について
- 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第9 条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤秀一

記

- 1. (略)
- 2. 運賃改定手続の開始等
- (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ 月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地 域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者 の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)がフ割以上となった場合 には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始する こととする。
- (2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下 げにより申請率がフ割を下回る事態となった場合には、次のとおり取 り扱うこととする。
 - ① 申請率が7割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断す るものとする。
 - ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加

的な申請により申請率が<u>5</u>割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。

- ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が<u>5</u>割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。
- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

3. ~ 8. (略)

附 則 (平成14年7月1日付け公示第15号) (略)

附 則(平成26年12月15日付け公示第65号で一部改正) 改正後の規定は、平成26年12月15日以降に処分するものから適用 する。

附 則(令和4年12月13日付け公示第68号で一部改正) 改正後の規定は、既に申請があったものにも遡及して適用する。

<u>附 則(令和6年12月24日付け公示第62号で一部改正)</u>

- 1. 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に申請のあったものから 適用し、既に申請があったものにも遡及して適用する。
- 2. 記2. (1)の規定における申請率を満たした場合にあっても、改正前の運賃適用地域における申請率が5割以上となった場合、改正前の当該運賃適用地域に限り、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始できるものとする。この場合、記2. (2)の規定中「運賃適用地域」とあるのは「改正前の運賃適用地域」に読み替えて適用するものとする。
- 3.記3.以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。

的な申請により申請率が<u>7</u>割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。

- ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が<u>7</u>割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。
- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

3. ~8. (略)

附 則 (平成14年7月1日付け公示第15号) (略)

附 則(平成26年12月15日付け公示第65号で一部改正) 改正後の規定は、平成26年12月15日以降に処分するものから適用 する。

附 則(令和4年12月13日付け公示第68号で一部改正) 改正後の規定は、既に申請があったものにも遡及して適用する。

別 添

運賃適用地域

運賃適用地域名		適 用 地 域
新潟地	<u>旧新潟</u>	新潟市A(新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の
<u>区</u>	<u>県 A 地</u>	新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、
	<u>区</u>	旧中蒲原郡亀田町の区域)、北蒲原郡聖籠町の区域
	<u>旧新潟</u>	旧新潟県A地区を除く新潟県の全域
	<u>県B地</u>	
	<u>区</u>	
石川地	<u>旧金沢</u>	金沢市、白山市A(白山市のうち、平成17年2月1日に
<u>区</u>	<u>地区</u>	合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域)、
		かほく市、野々市市、河北郡の区域
	旧石川	<u>旧</u> 金沢地区を除く石川県の全域
	<u>地区</u>	
富山地区		富山県の全域
<u>長野地</u>	旧長野	長野市A(長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長
<u>区</u>	<u>県 A 地</u>	野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡
	<u>×</u>	村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域)、千曲市、埴科
		郡の区域)
	旧長野	旧 長野県A地区を除く長野県の全域
	<u>県B地</u>	
	<u>区</u>	

別紙1~別紙5(略)

別添1~別添2(略)

別表1~別表2(略)

運賃適用地域

運賃適用地域名	適 用 地 域
新潟県A地区	新潟市A(新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の
	新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、
	旧中蒲原郡亀田町の区域)、北蒲原郡聖籠町の区域
新潟県B地区	新潟県A地区を除く新潟県の全域
金沢地区	金沢市、白山市A(白山市のうち、平成17年2月1日に
	合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域)、
	かほく市、野々市市、河北郡の区域
石川地区	金沢地区を除く石川県の全域
富山地区	富山県の全域
長野県A地区	長野市A(長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長
	野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡
	村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域)、千曲市、埴科
	郡の区域)
長野県B地区	長野県A地区を除く長野県の全域

別紙1~別紙5(略)

別添1~別添2(略)

別表1~別表2(略)